

高知地方裁判所委員会（第15回）議事概要

1 日時

平成23年1月31日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

池田 あけみ，北野 彰（家庭裁判所委員会委員を兼任），小池明善，小泉武嗣，近藤善資，澤村富美子，宅間一之，細川隆弘，山田知司（家庭裁判所委員会委員を兼任）

(2) オブザーバー

西田康裕（高知地方裁判所民事首席書記官）

(3) 事務担当者等

中村幸一（高知地方・家庭裁判所事務局長），下田厚郎（高知地方裁判所刑事首席書記官），石川公寛（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

地方裁判所における民事事件の現状について

(2) 意見交換等

ア 小池明善委員及び西田康裕オブザーバーから，当庁における民事事件の現状についての説明が行われた。

イ 意見交換（委員，主に説明を担当した委員又はオブザーバー）

裁判の当事者が企業と個人での争いの場合，個人が主張することは難しく，個人の方が不利になるのではないですか。企業と個人の格差につき，

何か配慮していることがありますか。

個人である当事者には証拠を入手できない場合もあります。ある事案において通常想定される証拠を提出できない場合の手段として、文書提出命令や送付嘱託等の手続があるので、その利用などを助言することがあります。また、相手方が当然所持しており、事案の解明のために必要な証拠であれば、相手方に提出してはどうかと積極的に関与することもあります。

個人が企業と争っても勝てないと聞くことがあります。その点はどのようにでしょうか。

民事訴訟は当事者主義があり、裁判所は中立公平な立場なので、裁判所の見方が一方に偏るわけにはいきませんが、裁判所としては適正な裁判をしたいという希望がありますので、力関係があまりにも違う場合、力が弱い方の方に、本来主張してもらおうこととか、そういうことを当事者に助言することもあります。また、当事者が企業と個人の場合だけでなく、弁護士がついている人とついていない人との裁判などにおいても、一方は専門家で、もう一方は民事裁判の手続を知らないということもあるわけですが、妥当な結論を出すために民事訴訟の原則に反しない限りで、当事者に助言等を行うことがあります。その外、国と個人との裁判の場合、一般の方の印象として、権力のある方が勝つと思われることがあるかもしれませんが、裁判官としては、そんな意識は全くなく、双方の理由を聞いて公平中立な立場で判断しています。

競売事件について聞きたいが、高知では売却率が約6割とのことですが、それ以外の場合の配当はどうなっているのでしょうか。

売れなかった物件は売却代金が入りませんから、結局配当なしということになります。

民事事件とは、日常にある争いが事件（裁判）に発展していくということがわかりましたが、裁判や差押えになったとき、個人情報というのはど

ここまで守られるのでしょうか。つまり，原告と被告との間で，どれくらいの個人情報オープンになるのでしょうか。

個人情報の取扱いは，個人情報に関する法律ができて，その趣旨は訴訟にも反映されています。証拠として契約書や住民票などが出る場合がありますが，それらはそのまま訴訟で使われ，閲覧もできます。個人情報の保護という点では，例えば，病院から医療記録を取り寄せる際には本人の承諾が必要であるとか，検察庁から刑事事件の記録を取り寄せる場合には，検察庁において個人情報の部分は黒塗りをした上で提出するということがあります。

裁判は憲法において公開するものとされており，むやみに制限できるものではありませんので，それとの調和によるものと言えます。

破産事件に関してですが，そもそも破産という事態になることを防ぐために，一般論として，裁判所が持っている情報と銀行などが持っている情報とを交換しあって，破産をおこさないようにすることはできないものなのでしょうか。

その意見の趣旨は，破産に至る経過などが破産申立書に記載しているので，その経過などをデータベース化して，どういうときに破産に至るのかという情報を銀行等に渡したらどうかということだろうと思います。破産事件を取り扱う裁判所においては，そのようにデータベース化するという役割を果たすだけの余裕はないでしょうし，また法律上求められる業務でもないのです，そのようなことをすることはないのだろうと思います。やるとすれば，裁判所ではない別の人があるということになるでしょう。

競売の入札額は売却基準価額の80パーセントということですが，おおもとの金額を決めるにあたって，抵当権者である銀行間で情報共有してその金額を下げれば，売れないということはないのではないのでしょうか。

競売事件においては，法律上の縛りがありますので，安値で落札させる

ということではできません。ただ、銀行が、後順位抵当権者や債務者等の同意を得て任意売却するのであれば、そういうこともできるかもしれません。

補足ですが、競売物件が不売になったときは、売却基準価額の70パーセントに減価して、再度売りに出します。しかし、何度減価しても売れない物は売れないというものもあり、それは価格の問題ではなく、利用価値等の問題なのかとも思います。

破産事件に関して、同時廃止というのはどれくらいの期間で資産がないと判断するのですか。

申立時には、積極財産・消極財産を申告してもらいますが、破産に至る経緯に疑問があれば、破産管財人に調査してもらったり、申立時に提出してもらった預金通帳の記載を見たりして、申立人の申告に間違いがないかをチェックしています。また、同時廃止後の免責手続においては、債権者も免責に対する意見を出せますので、免責許可申立てに対する異議を出す債権者もいます。そのような情報により、破産者を問いただす場面もあります。

回りを見ると、破産した方が得な印象があります。破産した人は名誉を失っても数年後には明るいが、保証人だった人は苦労しているという感じがあります。

何が得か損かは価値観による部分があると思います。債務の支払いが行き詰まって自殺する人もいます。今の法律は、やり直しができる社会のシステムを作ろうというものです。このようにやり直しができることは、ある一方からすればお気楽になったと見えることもあるでしょうが、家族から見ると、やっと立ち直ってくれたということになります。また、貸す側は、善人ばかりではなく、高金利でどんどん貸し付ける人もいて、一概に破産が不誠実と言えるということでもないかと思います。破産事件に関わる中で、破産して後悔する人はなく、破産しても、ちょっとずつ返すなど仁義を通す人もいれば、知らん顔の人もいます。難しいところだと思いま

すが、破産という制度がなければ犯罪が起こったり、自殺が起こったりするので、制度は必要であると思っています。

回りの人の目から見ると、家が守られたりとかして、法律の趣旨と、回りから見る感情とがちょっと違うなという印象がしています。

本当に一文無しになったのではやり直せないから、99万円程度の自由財産は確保できます。しかし人間ですから、税金でもきちんと納める人とだます人がいるように、財産を隠していないか、裁判所も一生懸命チェックして逃さないようにしていますし、申立てを代理する弁護士も人による部分があるかもしれませんが、そういうところをきちんとしようとしています。イメージすると、税金をきちんと納めている人と稼いでいるのに隠している人との不平等感を感じるという場面があるのだと思いますが、それは破産という制度が悪いのではなく、それを使う人が悪いということだと思います。

よく、被害者の権利と加害者の権利が問題となることがありますが、債権の問題においても、モラルの問題が起きているのではと思います。

見る側の立場にもよりますが、貸した方が悪いという面もあります。自由競争の社会の中で貸金業をしているわけで、善意で貸しているというわけではなく、銀行は担保をとって貸しているので回収できて、担保なしで貸している業者は回収できないとか、会社だと代表者も保証人に付けないと貸さないとか、それは自由競争の中でそういうシステムでやっていることで、それでも回収できないものをどう見るかということは、立場や価値観で違うのかとも思います。経営している方からすれば、情をかけて貸していたということもあるでしょうけれども、逆の見方をすれば、そういうリスクを背負いながら商売としてやっているのだから、そこに情をからめると世の中が回っていかないという考え方もあり、両方の見方があるのかなと思います。

真実には見方が両面あるということかと思いますが、そうであれば、裁

判官の役割は大変かと思えます。

当事者双方の言っていることが180度違うということはよくありますが、一方が嘘をついているのではなく、この人はこの方向から見て、時とともに記憶が変容しているのかもしれませんが、これが真実と思いこんでいるのかもしれない、この人は別の方向から見てこれが真実と思いこんでいるのかもしれないということに出くわすこともあります。何が真実かはいくつもあるのかもしれませんが。その中で常識にかなって、こういう証拠がある中で、どれが一番妥当な解決かを模索しています。

真実はいくつかあっても、事実は一つかもしれない。裁判官は、その本当の事実というものに迫ろうとしているのかなと思いました。

裁判で契約書に関するトラブルがあって、その条項一つをみても、一方はこういう読み方が正しいと言い、もう一方は違う読み方をするのが正義だと言い合っていることもあります。いろいろな見方がある中で、うまくその調和のとれた解決が図れたときが、民事部裁判官としては裁判官冥利に尽きます。

5 次回開催予定

(1) 地方裁判所委員会

ア テーマ

これからの人材育成について

イ 開催日

第1候補日 平成23年7月11日(月)午後3時

第2候補日 平成23年6月20日(月)午後3時

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室